

## 地方独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準の改訂について（案）

平成 2 4 年 3 月 日  
地方独立行政法人会計基準等研究会

## 1 地方独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の改訂の内容

企業会計審議会の定める監査基準（以下「企業会計の監査基準」という。）において、監査人の報告責任が「財務諸表に対する意見」と「それ以外の書類に対する報告」に区分することとされたことを踏まえ、改訂後の地方独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準（以下「地方独立行政法人の監査基準」という。）では、従来、区分していなかった財務諸表等に対する監査結果（利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）を除く財務諸表、利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）、決算報告書及び事業報告書に対する意見）を、その性質に応じて、「財務諸表に対する監査意見」、「法令等が要求する利益処分案及び決算報告書に対する意見」及び「事業報告書に対する報告」の3つに区分して表明することとした。これにより、企業会計の監査基準と同様、財務諸表に対する監査意見と地方独立行政法人法が要求する意見等との相違を明確にすることが可能になった。

この他、監査報告書の記載区分において、地方独立行政法人の長や会計監査人の責任を区分して明記すること、追記情報について強調事項と説明事項を区分して記載すること、等の改訂を行い、監査報告書の明瞭性を担保することとした。

なお、今般の企業会計の監査基準の改訂において、その財務諸表に対する監査意見の表明内容について、経営者が採用する財務報告の枠組みにより、無限定適正意見の表明が可能である「適正表示の枠組み」と単に適用される財務報告の枠組みに準拠して作成されている旨意見表明される「準拠性の枠組み」に区分することが求められている。この点、地方独立行政法人会計基準及び同注解においては、「その他地方独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報を注記しなければならない。」（同会計基準第78）と規定されており、「適正表示の枠組み」の該当要件を満たしていると考えられる。

## 2 適用時期

改訂後の地方独立行政法人の監査基準は、平成24年3月決算に係る監査から実施することが適切である。